

第13回 東近江市市民協働推進委員会 要点まとめ

◆開催日時 平成25年9月18日(水) 19:30~21:30

◆開催場所 東近江市役所 東館

◆会議内容

条例の第2章以下について、3グループに分かれて意見を出し合った。各項目での修正点や協議点は以下のようにになっている。

2章7

- ・市の位置付けをもっとしっかりしないと読み込みが難しい。
- ・1で「継続的かつ多様な手段」の「継続的な」の意味が分かりづらい。
- ・1、3の内容が重複しており、「多様な手段」「多様な手法」といい方が変わっているだけ。
- ・「多様な」との表現が多くでてきているので、気になる。削除の検討を。
- ・2で「あらゆる市民に」で「あらゆる」との表現はいらぬ。
- ・7、8について、7の1と8の2の内容は、かなり近い。
- ・3で、1、2と重なっている。
- ・2章は1章の6の内容を具体的に話しているだけではないか。
- ・2章の表題を「参画のまちづくりの推進」とするならば、市と市民の両方が入らないと矛盾する。両方が入って参画のまちづくりになる。
- ・「多様な」との表現が多く、重なっているので整理を。
- ・「配慮しなければならない」「努めなければならない」との表現が、行政的である。
- ・「参画の機会を保障し、」との表現が上から目線。

2章8

- ・2章の8ですが7と共有してくるのですけども、全部市が主体・主語になっているので、市民が主体になることがあってもいいのではないか。
- ・1で「総合計画をはじめとする市政に関する重要な計画及び条例等」とあるが、条例はすべてこの対象に入ってくる。条例の一部改正など、すべて参画の対象にするのは、非現実的であり、しぼるべきです。
- ・1の2行目「意見を表明するなど」の表現はいらぬ。
- ・3に関して、「パブリックコメント、アンケート調査、説明会や公聴会」と並んでいます。並びとしてやることを想定した並びにしたほうがよい。
- ・3で「計画等」には、条例も入るので、それも含めしぼるべき。

- ・ 3 「市民同士で意見交換ができる場の提供等」の表現が分かりづらい。
- ・ 1 で「ただし、緊急を要する場合」はいらぬ。
- ・ 3 で「提供」が数回出てくるので、シンプルにまとめる。
- ・ 1 で、計画について、「といたします」を「いう」に。
- ・ 計画等と括る必要があるのか。
- ・ 8 の 2、7 の 1 は、同じではないか。

2 章 9

- ・ 1 で「多様性に配慮し」、これだけでは分かりづらいので、具体的に書くべき。
- ・ 1 全体は、文章が長いのですっきりとさせたほうがよい。
- ・ 1 で、「原則」との表現に違和感がある。
- ・ 1 「配慮し、及び」との表現は、「配慮するとともに」。
- ・ 「参画と多様性に配慮し、」との表現も違和感がある。

3 章 10

- ・ 1 で、「又は、」は削除。
- ・ 4 で、協働推進員という言葉の定義づけが必要。
- ・ 2 で、「次世代」との表現は、総計と表現を統一したほうがよい。
- ・ 1 で「まちづくりの担い手を発掘し、又は人材を育成するように」との表現も分かりづらい。
- ・ 2 で「次世代のまちづくりを担う人材を育成する」で表現はよいの。
- ・ 3 で他の項目では協働のまちづくりとなっているのに対して、「協働によるまちづくり」となっているので表現の統一を。

3 章 11

- ・ 情報の共有に対話という言葉を入れたらどうか。
- ・ 1 は、真ん中あたりから、「相互にまちづくりに関する情報を収集し、積極的に対話することによりその情報の共有に努めるものとする」という文章に。
- ・ 3 で、市民活動の情報と行政の情報を様々な媒体で積極的に提供することが本筋となりますので、言葉の整理をしたほうがよい。情報という言葉が多かったり、ボランティアとの言葉に唐突感がある。
- ・ 1 で「まちづくりに関する」は削除。
- ・ 2 で地域の課題に限定する情報公開・情報共有とのイメージがあるので、この文はいらぬ。
- ・ 3 は具体内容、漠然とした内容が含まれているので再検討が必要。

3章 12

- ・ 1の資金で、「円滑な調達」「市民と市」となっているが、具体的なイメージがしづらい。ここでは市はいらない。「市民」だけでもよい。市の役割は、2でよいのではないか。
- ・ 1で「円滑な調達」だけでなく、「適正な配分」も考えるべきではないか。
- ・ 12「市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び配分に努めるものとする」で、「適正」を入れる。
- ・ 財政措置は予算化したものですが、制度づくりは1にも入ってくるので、市の表現も残してもよいように思う。
- ・ 「協働による」はいらないのではないか。

3章 13

- ・ 1で「市民と市のお互いが」を削除。
- ・ 提案された内容をテーブルに載せるかどうかを審査したりなどは、具体的なルールづくりのほうにゆだね、可能であれば、別に定めるという表現でも良いと思う。
- ・ 2は主語が欠如。

3章 14

- ・ 2で「地域における」は削除。ただ、文章が分かりづらいです。経緯を知らない人からすれば、「市民と市は」からはじまるこの文章だけでは理解しづらい。

3章 15

- ・ 中間支援組織で、定義的な意味合いとして、「中間支援組織はまちづくりに関する様々な個人や、団体の間の対話を促進し、情報共有をし、協働によるまちづくりを加速させる働きを担うものとする」という定義を入れる。
- ・ 順番の変更。新規追加する3番を1番にもってきて、以下、1番ずつずらす。

4章 16

- ・ 地域自治の推進3の2行目を「補い合わなければならない」に変更。
- ・ 4まち協の現状と方向性についての書きぶりに工夫が必要。
- ・ 「良好な」との表現が分かりづらい。

4章 17

- ・ 2の2行目の「一つの地域には」については、これは地区でどうか。
- ・ 3(4)で地域・性別・年齢・国籍の順番の並び替えと、「・・・に配慮し、」との表現の意味が分かりづらい。

4章 18

- ・ 条例内では協議会と省略せず、全てまちづくり協議会と記述したほうがよいのではない
か。
- ・ 1の「総合的な役割を担い」との文言は不必要。

5章 19

- ・ 計画の策定だけでなく、見直しについてもふれてはどうか。21の条例の中でも見直しがあるが、これらの位置づけはどうか。同じなのか。
- ・ 20の市民推進委員会の4にも定期的に評価するものとあるが、これも同じなのか。整理が必要。

5章 20

- ・ 2、4の表現で、「地域自治及び市民参画の推進、市民活動の推進」で文字を統一。

5章 22

委任の中に「市長」がでてくるので、定義で位置付けたほうがよい。

全体

- ・ 市民のなかに議員を位置付けるのかどうか、教育機関も位置付けるべきかどうか。
- ・ まちづくり協議会と自治会との位置付けは、大きな検討課題。